

十一
十二
利

の 経 過 利 子 率
払 込 み

(一) 年一・七パーセント

に 各 募 集 取 扱 機 関 は、 払 込 金 額
に 加 え、 次 の 算 式 に よ り 算 出
し た 金 額 を 第 十 八 号 に 規 定 す
る 期 日 に 払 い 込 む も の と す
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.7 \times 81}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子

に 係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ
れ る も の と し て 振 替 口 座 簿
中 の 口 座 に 記 載 又 は 記 録 さ
れ る も の に つ い て は、 前 記
の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額
か ら 当 該 金 額 に 百 分 の 二 十
を 乗 じ た 金 額 (た だ し、 当 該
国 債 を 発 行 時 に お い て 取 得
す る 者 が 非 居 住 者 又 は 外 国
法 人 で あ る 場 合 に は、 前 記
の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額
に 当 該 非 居 住 者 又 は 外 国 法
人 が 適 用 を 受 け る 所 得 税 の
税 率 を 乗 じ た 金 額) を 控 除 す
る こ と が で き る。

十三 初期利子

平 成 二 十 年 九 月 二 十 日 を 支 払 期
と し、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た
金 額 を 支 払 う。 た だ し、 支 払 期
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は、
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以 下、
次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て 規 定
す る 期 日 に つ い て 同 じ。)

$$\text{額面金額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

第十四 第二期以後の利子

毎年の三月二十日及び九月二十日

を支払期とし、各支払期におい

て、その日以前六月間に属する

利子を支払う。

平成三十年三月二十日

償還金額

償還金額

元利支額

払場所

払込期日

十八

十七

十六

十五

平成二十年六月九日

日本銀行額面金額百円につき百円